

答申第908号

令和2年10月26日



神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、令和2年10月21日付け神
経農計第1070号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申しま
す。

記

林地台帳システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

- 1 森林法の改正に基づき、森林整備に必要な森林所有者情報の集約、管理が市町村の責務になったことに伴い、GISアプリケーションソフトを搭載したスタンダードアロンPCに土地登記簿情報や固定資産税課税台帳情報などをデータベース化することは、適切な森林管理、及び災害時の森林管理者の迅速な特定を図ることができ、公益に資するとの認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害するとのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

林地台帳システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

別紙
答申908

【登記簿情報】

- ・所有者氏名、所有者住所、共有者氏名、共有者住所、地目、面積
- ・所有権以外の登記権利者氏名、住所、権利種別

【固定資産課税台帳情報】

- ・区コード、所在地、整理番号、台帳区分コード
- ・氏名コード、漢字住所、漢字氏名、カナ氏名
- ・名義人宛名番号（登記）、地目（登記）、地積（登記）

【森林法に基づく届出（伐採・所有者変更）情報】

- ・届出者氏名、住所、連絡先電話番号、種別、内容

【森林簿】

- ・森林所有者、住所、共有者、共有者住所